

横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要綱

制定 平成25年10月21日 道企第501号
最近改正 令和元年5月17日 道企第137号

(目的)

第1条 この要綱は、地域が主体となり地域にふさわしい交通サービスの検討を行う「横浜市地域交通サポート事業」における運行計画の検討等、技術的な支援内容等の実施について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 実証運行

運行事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき業として行う運送に係る許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は地域交通活動団体が継続的に自立した運行が可能かを検証するために実際にバスを走らせることをいう。

(2) 本格運行

実証運行の結果、運行事業者又は地域交通活動団体が継続的に自立した運行を行うことをいう。

(3) 地域交通活動

次に掲げる地域主体の交通サービスの実現に向けた活動をいう。

ア 交通サービスの実現に向けた取り組みを行うための組織の設立等に関する検討

イ 実証運行に向けた運行計画等の検討

ウ 実証運行時及び本格運行時の利用啓発等

エ その他地域に係る交通サービスの実現に必要な事項

(4) 地域交通活動団体

地域交通活動を行う地域において当該活動を行う者で構成される団体をいう。

(5) 乗合バス事業者

道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(6) 貸切バス事業者

道路運送法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(7) タクシー事業者

道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(8) ボランティアバス

地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いにより、運行するバスをいう。

(9) 地域貢献送迎バス

商業施設等の民間企業が運行する無料送迎バスをいう。

(10) 地域キロ当たり標準経常費用

地域交通活動団体が作成する運行計画の会計年度の前年度における乗合バス事業標準原価に基づき算出される横浜市内乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの平均標準経

常費用をいう。

(11) タクシー時間制運賃

実証運行を予定している期間が対象となる関東運輸局が認定し公示した一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃における時間制運賃額をいう。

(12) リース料

第5号から第7号までの運行事業者が実証運行を実施する際に自社車両を使用せず、別途、運行用車両を賃借した場合において、当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用をいう。第8号の地域交通活動団体が運行を実施する際に車両を賃借した場合において、当該賃借した相手に対して支出する当該賃借に係る費用をいう。

(13) 車検に要する法定費用

地域交通サポート事業に使用する車両の新規検査及び継続検査に必要となる自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、検査手数料をいう。

(14) ワゴン型車両

地域交通サポート事業に使用する定員6人乗り以上14人乗り以下の車両をいう。

(支援内容)

第3条 この要綱に基づき、市長は前条第5号から第7号までの運行事業者による地域の移動手段の確保を検討又は実施する地域交通活動団体に対して、次の各号に定める支援を行うことができる。

(1) 現地調査

(2) 利用者動向等の調査に係るアンケート調査票の作成、集計、分析等

(3) 運行計画案等の検討

(4) まちづくりコーディネーターやコンサルタント等の派遣

(5) その他必要な技術的な助言等

(6) 実証運行及び本格運行について、別表1に掲げる内容の費用に対して同表に定める範囲における助成

2 前条第5号から第7号までの運行事業者による地域の移動手段の確保が困難な場合、市長は同条第8号による地域の移動手段の確保を検討又は実施する地域交通活動団体に対して、前項第1号から第5号までの支援を行うことができるほか、別表2に掲げる内容の費用に対して同表に定める範囲において助成することができる。

3 前条第5号から第7号までの運行事業者による地域の移動手段の確保が困難な場合、市長は、同条第9号による地域の移動手段の確保を検討又は実施する地域交通活動団体に対して、第1項第1号から5号までの支援を行うことができるほか、別表3に掲げる内容の費用に対して同表に定める範囲において助成することができる。

(支援の要件)

第4条 前条に定める支援を受けようとする地域交通活動団体は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号。以下「地域まちづくり条例」という。)第8条による地域まちづくりグループの登録をしている又は同条例第9条による地域まちづくり組織の認定を受けていること

(2) 団体の活動対象地域における全ての自治会・町内会から地域交通活動に対する承諾を得ている

こと

- 2 前項の団体が、同項第1号の登録をしようとするとき、必要な書類は道路局を経由して都市整備局に提出するものとする。ただし、既に同項同号の登録をしている団体についてはこの限りでない。
- 3 道路局は、第1項の団体が同項各号の要件を満たすことを確認できた後に、地域まちづくり条例及び横浜市地域まちづくり支援制度要綱に基づく支援を行うものとする。

(支援の申請)

第5条 第3条に定める支援を受けようとする地域交通活動団体は、次の各号に掲げる支援の内容に応じて当該各号に定める必要書類を提出するものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第5号までに定める支援

ア 地域まちづくり条例第8条による地域まちづくりグループの登録をしている若しくは同条例第9条による地域まちづくり組織の認定を受けていることが分かる書類又は同条例第8条に基づく地域まちづくりグループの登録に必要な書類

イ 活動対象地域における全ての自治会・町内会からの地域交通活動に対する承諾が得られていることを証する書類(第1号様式)

ただし、自治会・町内会がない場合、又は全ての自治会・町内会からの承諾を得ることが困難な場合は、これに準ずる地域住民を代表する組織もしくは、活動対象地域すべてを含む連合自治会・町内会からの承諾が得られていることを証する書類とする。

(2) 第3条第1項第6号に定める支援のうち、実証運行に係る費用に対する助成

ア 運行に係る支援申請書(第2号様式)

イ 運行に係る収支予算書(第3号様式)

ウ 補助事業の計画内容等が分かるもの

(3) 第3条第1項第6号に定める支援のうち、本格運行に係る費用に対する助成

道路局長が別に定める書類

(4) 第3条第2項及び第3項に定める支援(実証運行及び本格運行の開始前にその都度次に掲げる書類を提出するものとする。)

ア 運行に係る支援申請書(第2号様式)

イ 運行に係る収支予算書(第3号様式)

ウ 補助事業の計画内容等が分かるもの

(乗合バス事業者等による実証運行への支援決定)

第6条 地域交通活動団体に対する第3条第1項第6号に定める支援のうち、実証運行に係る費用に対する助成の可否については、次の各号の基準を満たしているか、道路局計画調整部長、総務課長、企画課交通計画担当課長及び関係する区の区政推進課長で構成する地域交通サポート事業支援審査会(以下「審査会」という。)において審査する。

(1) 運行計画における需要予測を行う根拠となる地域交通活動団体が行うアンケート調査が、地域交通活動団体の活動対象区域において全戸を対象として実施していること。ただし、地域交通活動団体の活動対象区域において過去にバス路線等が運行されていた場合、需要予測の根拠となるアンケート調査はそのバス路線等の利用実績をもって代えることができる。

(2) 需要予測を行う対象範囲は、運行を計画する路線を中心とした半径200メートルの範囲を基本とし、地域・地勢を考慮していること。

- (3) 実証運行を乗合バス事業者が行う場合には、地域キロ当たり標準経常費用に運行回数及び路線距離を乗じて得た金額又はバス事業者が積算する実証運行概算費用見積金額のどちらか安価な費用を運行経費とし、需要予測により算出された収入が運行経費以上であること。
 - (4) 実証運行を貸切バス事業者が行う場合には、地域交通活動団体が作成した運行計画に対して、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日関東運輸局公示）の運賃・料金の上限額から算出した金額又はバス事業者が積算する実証運行概算費用見積金額のどちらか安価な費用を運行経費とし、需要予測により算出された収入が運行経費以上であること。
 - (5) 実証運行をタクシー事業者が行う場合には、タクシー時間制運賃に運行時間を乗じて得た金額又はタクシー事業者が積算する実証運行概算費用見積金額のどちらか安価な費用を運行経費とし、需要予測により算出された収入が運行経費以上であること。
 - (6) 第3号から前号までに掲げる基準を満たさず、収入が運行経費を下回るときには、その不足分について、本格運行時に地域交通活動団体からの会費や企業等の協賛金等により補填することが見込まれる計画書が出されていること。
- 2 前項の審査会は、別に定める「横浜市地域交通サポート事業における審査会運営要領」に基づき運営する。第8条及び第9条に基づく審査会についても同様とする。
 - 3 市長は、第1項の審査の結果、支援することとした場合は、横浜市地域交通サポート事業実証運行支援決定通知書（第4号様式）により、また、支援を行わない場合は、横浜市地域交通サポート事業実証運行非支援決定通知書（第5号様式）により、それぞれ地域交通活動団体に対して通知する。

（バス路線の再編を伴う実証運行への支援決定）

第7条 乗合バス事業者が、次の各号をいずれも満たすバス路線の再編を伴う実証運行を行う場合には、前条の規定にかかわらず、市長は地域交通活動団体に対して別表1の実証運行時の費用に対する助成をすることができる。

- (1) 既にバス路線を運行している地域におけるバス路線の再編であること。
 - (2) バス路線の再編によって、利用者数に大きな変化が見込まれないこと。
- 2 前項の規定により地域交通活動団体に対して支援をする場合、前条第3項に定める第4号様式により通知する。

（ボランティアバス又は地域貢献送迎バスによる実証運行への支援決定）

第8条 地域交通活動団体に対する第3条第2項又は第3項に定める別表2又は別表3の実証運行時の費用に対する助成の可否については、次の各号の基準を満たしているか、審査会において審査する。

- (1) 運行計画における需要予測を行う根拠となる地域交通活動団体が行うアンケート調査が、地域交通活動団体の活動対象区域において全戸を対象として実施していること。ただし、地域交通活動団体の活動対象区域において過去にバス路線等が運行されていた場合、需要予測の根拠となるアンケート調査はそのバス路線等の利用実績をもって代えることができる。
- (2) 需要予測を行う対象範囲は、運行を計画する路線を中心とした半径200メートルの範囲を基本とし、地域・地勢を考慮していること。
- (3) 運行を行うにあたり、路線バス、タクシー等の公共交通機関の運行に配慮した運行計画となっていること。
- (4) 実証運行に係る収支予算書に一定の実現可能性が認められること。

(5) ボランティアバスによる実証運行の場合に運行に必要な人員体制を確保できていること。

2 市長は、前項の審査の結果、実証運行を支援することとした場合は、横浜市地域交通サポート事業実証運行支援決定通知書（第4号様式）により、また、支援を行わない場合は、横浜市地域交通サポート事業実証運行非支援決定通知書（第5号様式）により、それぞれ地域交通活動団体に対して通知する。

(ボランティアバス又は地域貢献送迎バスによる本格運行への支援決定)

第9条 地域交通活動団体に対する第3条第2項又は第3項に定める別表2又は別表3の本格運行時の費用に対する助成の可否については、次の各号の基準を満たしているか、審査会において審査する。

(1) 運行を行うにあたり、路線バス、タクシー等の公共交通機関の運行に配慮した運行計画となっていること。

(2) 本格運行に係る収支予算書に一定の実現可能性が認められること。

(3) ボランティアバスによる本格運行の場合に運行に必要な人員体制を確保できていること。

(4) 実証運行を行うことによって、利便性向上等導入効果がみられること。

2 市長は、前項の審査の結果、本格運行を支援することとした場合は、横浜市地域交通サポート事業本格運行支援決定通知書（第6号様式）により、また、支援を行わない場合は、横浜市地域交通サポート事業本格運行非支援決定通知書（第7号様式）により、それぞれ地域交通活動団体に対して通知する。

(実証運行に関する協定の締結)

第10条 第2条第5号から第7号までの運行事業者による実証運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、実施によって運賃収入等が運行経費を下回った場合の運賃収入等と運行経費の差額の補填に関する事項、補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を道路局で作成し、第6条又は第7条に基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体、運行事業者及び市長の間で締結する。

2 第2条第8号のボランティアバスの実証運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を道路局で作成し、第8条に基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体、関係区長及び道路局長の間で締結する。

3 第2条第9号の地域貢献送迎バスの実証運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を道路局で作成し、第8条に基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体、民間企業、関係区長及び道路局長の間で締結する。

(実証運行に係る補助金の交付)

第11条 第3条第1項第6号に定める別表1に掲げる実証運行時の費用に係る補助金の交付については、別に定める「横浜市地域交通サポート事業に係る実証運行補助金交付要綱」に基づき実施する。

2 第3条第2項に定める別表2に掲げる実証運行時の費用に係る補助金の交付については、関係区長が別に定める。

3 第3条第3項に定める別表3に掲げる実証運行時の費用に係る補助金の交付については、関係区長が別に定める。

(本格運行に関する協定の締結)

第12条 第2条第5号から第7号までの運行事業者による本格運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を道路局で作成し、地域交通活動団体、運行事業者及び市長の間で締結する。

2 第2条第8号のボランティアバスの本格運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、補助金の交付に係る関係書類の閲覧方法等の諸条件に係る協定を道路局で作成し、第9条に基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体、関係区長及び道路局長の間で締結する。

3 第2条第9号の地域貢献送迎バスの本格運行の実施に当たっては、運行期間、運行条件、補助金の交付に係る協定を道路局で作成し、第9条に基づく審査により支援決定通知を受けた地域交通活動団体、民間企業、関係区長及び道路局長の間で締結する。

(本格運行に係る補助金の交付)

第13条 第3条第1項第6号に定める別表1に掲げる本格運行時の費用に係る補助金の交付については、別に定める「横浜市地域交通サポート事業に係るワゴン型バス本格運行補助金交付要綱」に基づき実施する。

2 第3条第2項に定める別表2に掲げる本格運行時の費用に係る補助金の交付については、関係区長が別に定める。

3 第3条第3項に定める別表3に掲げる本格運行時の費用に係る補助金の交付については、関係区長が別に定める。

(所管)

第14条 この要綱の所管は道路局計画調整部企画課とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は道路局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

横浜市地域交通サポート事業に係る技術支援の実施に関する要領（平成19年7月6日道企第500号）は、平成25年10月21日に廃止する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年5月17日から施行する。

別表1（第3条第1項）

第2条第1項第5号から第7号までの事業者による地域の移動手段の確保を検討又は実施する費用のうち次の費用とする。

| | 内容 | 補助限度額及び支援対象期間 |
|-------------------------|--|---|
| 実証運行時 | <ul style="list-style-type: none"> ・運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額の補填（以下「差額補填」という。） 運行経費には次の第1号から第4号までの費用を含めることとする。ただし、ワゴン型車両又はセダン型車両を賃借して用いる場合については、運行経費には次の第1号から第3号までの費用を含めることとする。 (1) 実証運行に先立って実車両を用いた走行実験や習熟運転の実施に係る費用 (2) 運行計画に基づく実証運行の実施に係る費用 (3) 実証運行の実施に当たって必要な法令上の許認可等の書類に係る資料作成費用 (4) 実証運行の実施に当たって必要な車両リース料及び付属設備の設置に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・運行経費は、第6条第1項第3号から第5号までに定める審査会で審査の基準とする金額を上限とする。 ・差額補填は、12か月当たり500万円とする。ただし、実証運行の初日から4か月間において差額補填が500万円を超えた場合、補助金累計額の上限にかかわらず、実証運行の初日から起算して4か月を経過する日までに生じた差額補填を補助限度額とする。 ・ワゴン型車両又はセダン型車両を賃借して用いる場合、差額補填の補助限度額とは別に、補助限度額は360万円とする。 ・実証運行を行う運行事業者が2者以上の場合及び地域交通活動団体の活動対象区域において過去に本事業を用いた実証運行が行われていた場合の補助限度額は、上記の規定にかかわらず、補助限度額を審査会において定めることとする。 ・差額補填は、実証運行の開始日から最長12か月の間に生じた運賃収入等と運行経費の差額について行う。 |
| | (5) 実証運行の実施に当たって必要なバス停留所設置等に係る費用 | ・100万円とする。 |
| | (6) 車両改装等に係る費用 | ・50万円とする。 |
| 本格運行時 ※ワゴン型車両を用いて実施す | ・車両の購入に伴う費用又はリース料及び付属設備の設置に係る費用 | ・車両の購入に伴う費用又はリース料＝車両価格×償却率×（実働走行キロ÷総走行キ |

| | | |
|--------|----------------------------|--|
| る場合に限る | | ロ) <ul style="list-style-type: none"> 1 地区当たり 3 車両を限度とし、1 会計年度当たり合計 120万円とする。 ただし、市長が必要と認めた場合、償却率を 1 とし、補助限度額は 1 回当たり合計 600 万円とする。 なお、当該車両で 10 年以上運行を継続し、当該車両に代わるワゴン型車両を購入等する場合、同様の支援内容とする。 |
| | ・車両改装等に係る費用 | ・ 1 車両当たり 50 万円とする。 |
| | ・任意自動車保険料、車検に要する法定費用及び自動車税 | ・ 1 会計年度 1 車両当たり合計 20 万円とする。 |
| | ・利用促進に係る費用 | ・ 1 地区当たり合計 50 万円とする。 |

別表 2 (第 3 条第 2 項)

ボランティアバス事業に要する費用のうち次の費用とする。なお、補助対象車両数は地域交通サポート事業 1 地区あたり、1 車両を限度とする。

| | 内容 | 補助限度額及び支援対象期間 |
|-------|--|--|
| 実証運行時 | ・車両リース料及び付属設備の設置に係る費用 | <ul style="list-style-type: none"> 1 会計年度当たり 120 万円とする。 費用の助成は、実証運行の開始日から最長 24 か月の間に生じたものについて行う。 |
| | 以下のボランティアバスの運行に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> 実車両を用いた走行実験や習熟運転の実施に係る費用 バス停留所設置や必要最小限の車両改装等に係る費用 任意自動車保険料、車検に要する法定費用及び自動車税 ドライブレコーダーの設置費用 地域交通活動団体の法人化に要する費用 安全運転支援装置設置に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> 1 会計年度当たり合計 100 万円とする。 費用の助成は、実証運行の開始日から最長 24 か月の間に生じたものについて行う。 |
| 本格運行時 | ・車両の購入に伴う費用又はリース料及び付属設 | ・ 1 会計年度当たり 120 万円と |

| | | |
|--|-------------------|---|
| | 備の設置に係る費用 | する。 |
| | ・任意自動車保険料 | ・1会計年度当たり30万円とする。 |
| | ・車検に要する法定費用及び自動車税 | ・1会計年度当たり25万円とする。 |
| | ・ドライブレコーダーの設置費用 | ・1車両当たり5万円とする。 実証運行期間中も含めて設置後3年を経過したのち、故障等により使用できなくなった場合はその年度も対象とする。 |
| | ・安全運転支援装置設置に要する費用 | ・1車両当たり5万円とする。 |

別表3（第3条第3項）

地域貢献送迎バスに要する費用のうち次の費用とする。なお、補助対象車両数は地域交通サポート事業1地区当たり、3車両を限度とする。

| | 内容 | 補助限度額及び支援対象期間 |
|-------------|-----------------|---|
| 実証運行及び本格運行時 | ・搭乗者傷害保険料 | ・1車両当たり10万円とする。 ・実証運行時の費用の助成は、実証運行の開始日から最長24か月の間に生じたものについて行う。 |
| | ・ドライブレコーダーの設置費用 | ・1車両当たり5万円とする。 実証運行期間中も含めて設置後3年を経過したのち、故障等により使用できなくなった場合はその年度も対象とする。 |